

# 保育所・地域型保育事業の認可基準について

資料1

|          | 保育所  | 小規模保育事業  |  | 家庭的保育事業  |                               |
|----------|--|--|--|--|-------------------------------|
|          |  | A型   | B型   |  |                               |
| 利用児童     | 0～5歳児<br>定員：20人以上  | 0～2歳児<br>定員：6～19人<br>※原則、地域の実情を勘案して、<br>3～5歳児も保育可能   | 0～2歳児<br>定員：6～19人<br>※原則、地域の実情を勘案して、<br>3～5歳児も保育可能   | 0～2歳児<br>定員：1～5人<br>※原則、地域の実情を勘案して、<br>3～5歳児も保育可能  |                               |
| 職員       | 職員数  | 0歳 3：1<br>1・2歳 6：1<br>3歳 20：1<br>4・5歳 30：1   | 保育所の配置基準<br>+1名  | 保育所の配置基準<br>+1名  | 0～2歳 3：1<br>(補助者を置く場合<br>5：2) |
|          | 資格   | 保育士(*1)  | 保育士(*1)  | 1/2以上が保育士<br>※保育士以外は研修受講が必要  | 家庭的保育者                        |
| 設備・面積    | 0歳・1歳<br>乳児室 1.65㎡/人<br>ほふく室 3.3㎡/人<br>2歳以上<br>保育室 1.98㎡/人                                   | 0歳・1歳<br>乳児室 1.65㎡/人<br>ほふく室 3.3㎡/人<br>2歳以上<br>保育室 1.98㎡/人                                   | 0歳・1歳<br>乳児室 1.65㎡/人<br>ほふく室 3.3㎡/人<br>2歳以上<br>保育室 1.98㎡/人                                   | 0歳～2歳児<br>3.3㎡/人<br>※人数にかかわらず<br>最低9.9㎡  |                               |
| 認可件数(*2) | 23,447 (▲56)   | 1,711 (749)  | 595 (23)   | 958 (27)   |                               |
| その他の基準   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設は不要</li> <li>・給食は自園調理</li> <li>・園庭が必要</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設が必要</li> <li>・給食は自園調理</li> <li>・園庭が必要</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設が必要</li> <li>・給食は自園調理</li> <li>・園庭が必要</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携施設が必要</li> <li>・給食は自園調理</li> <li>・園庭が必要</li> </ul> |                               |

\*1 職員数の1/3までは、幼稚園教諭等の配置を可能とする特例あり。

\*2 平成28年4月1日時点。カッコ内は前年4月1日からの増減(厚生労働省調べ。)

平成 25 年 8 月 29 日 第 4 回子ども・子育て会議基準検討部会（抄）

駒崎委員（全国小規模保育協議会理事長）

そもそも小規模保育ですが、もともとは家庭的保育をグループでやっているというグループ型家庭的保育が発祥となっています。ですから、認可保育所が小さくなったのですと扱っていただきたくない。むしろ、それはさまざまな出自から地域に根づいて個別で行っていたりとか、小規模なグループで行ってきたものが制度化されているというような文脈で考えていただきたいと思いますので、全員保育士でないと質が低いではないかと言われてしまうと、それはこれまでずっとやってきた小規模保育の歴史を鑑みていただけないように私のように現場で行っている者には感じてしまいますので、ぜひこれまでの小規模保育の歩んできた道を尊重していただきながら、新しく開くような方々にとっても使いやすい、そして何よりも子どもの叻善の利益がきちんと確保されるような制度にしていただきたいと思います。